

喜多方市入札参加資格制限措置に係る苦情処理手続要領

(平成25年3月28日決裁)

(令和7年3月21日決裁)

(対象となる措置)

第1条 本要領による苦情処理手続の対象となる措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 喜多方市建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成25年3月28日決裁。以下「参加資格制限要綱」という。）第2条第1項、又は第3条第1項から第3項までの規定による入札参加資格制限措置（第4条第5項に規定する入札参加資格制限期間の変更及び第6条の規定に基づく参加資格制限期間の承継を含む。以下「参加資格制限」という。）
- (2) 参加資格制限要綱第12条に規定する警告又は注意喚起（以下「警告等」という。）

(参加資格制限理由の明示及び苦情申立てについての教示)

第2条 市長は、参加資格制限要綱第9条の規定による通知において、参加資格制限理由を明らかにするものとする。

- 2 市長は、参加資格制限又は警告等を行う場合には、当該資格制限又は警告等につき苦情申立てをすることができる旨を教示するものとする。

(苦情申立て)

第3条 参加資格制限又は警告等の措置を受けた者は、当該措置について、入札参加資格制限措置に係る苦情申立書（別紙様式1）により苦情を申し立てることができる。

- 2 申立書面には、次に掲げる次項を記載するものとする。

- (1) 申立者の商号又は名称並びに住所
- (2) 申立てに係る措置
- (3) 申立ての趣旨及び理由
- (4) 申立ての年月日

- 3 苦情申立ては、参加資格制限又は警告等の通知日の翌日から起算して2週間以内に行うものとする。

(苦情申立てに対する回答)

第4条 市長は、苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して10日以内（喜多方市の休日定める条例（平成18年条例第2号）第1条第1項各号に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）に書面により回答するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、事務処理の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、前項の回答期間を延長することができるものとする。

(苦情申立ての却下)

第5条 市長は、第3条第3項の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

(再苦情申立てについて教示)

第6条 市長は、第4条第1項の規定による回答又は第5条の規定による却下をする場合には、第4条第1項又は第5条の書面に再苦情申立てをすることができる旨を教示するものとする。

(苦情処理結果の公表)

第7条 市長は、第4条第1項の規定による回答をしたときは、申立書面及び同項の書面を速やかに公表するものとする。

(再苦情申立て)

第8条 第4条第1項の規定による回答又は第5条の規定による却下に不服がある者は、市長に対して、入札参加資格制限措置に係る再苦情申立書（別紙様式2）により、再苦情申立てをすることができる。

2 再苦情申立ては、第4条第1項の回答日又は第5条の規定による却下の通知日の翌日から起算して2週間以内に行うものとする。

(第三者機関に対する審議依頼)

第9条 市長は、再苦情申立てがあったときは、速やかに喜多方市競争入札審査委員会（以下「委員会」という。）に審議を依頼するものとする。

(再苦情申立てに対する回答)

第10条 市長は、再苦情申立てを行った者に対し、委員会の審議を踏まえ、当該審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に、書面により回答するものとする。

2 前項の回答は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

(1) 再苦情申立てが認められなかった場合にあっては、その旨及び理由

(2) 再苦情申立てが認められた場合にあっては、その旨及びこれに伴い市長が講じようとしている措置の概要

(再苦情申立ての却下)

第11条 市長は、第8条第2項の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

2 市長は、再苦情の申立てを却下したときは、申立人に対し書面によりその旨を通知するとともに、直近の委員会において、却下事案報告書（別紙様式3）により、その概要を報告するものとする。

(再苦情処理結果の公表)

第12条 市長は、第10条第1項の回答をしたときは、申立書面及び同項の書面を速やかに公表するものとする。

(苦情申立等の処理手続に関する事務)

第13条 苦情申立等に関する事務は、財政課が行う。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

様式 1

入札参加資格制限措置に係る苦情申立書

年 月 日

喜多方市長あて

住 所
商 号 ・ 名 称
代 表 者 氏 名

印

入札参加資格制限措置に係る苦情処理手続要領第 3 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり申し立ていたします。

記

1 申立てに係る措置

2 申立ての趣旨及び理由

(備考) 苦情申立ては、参加資格制限又は警告等の通知日の翌日から起算して 2 週間以内に行うものとする。

様式 2

入札参加資格制限措置に係る再苦情申立書

年 月 日

喜多方市長あて

住 所
商 号 ・ 名 称
代 表 者 氏 名

印

入札参加資格制限措置に係る苦情処理手続要領第 8 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり申立ていたします。

記

1 申立てに係る措置

2 再苦情申立ての趣旨及び理由

（備考） 再苦情申立ては、参加資格制限又は警告等の苦情申立の回答日の翌日から起算して 2 週間以内に行うものとする。

様式3

却下事案報告書

年 月 日

喜多方市競争入札審査委員会

再 苦 情 対 象 措 置	
再 苦 情 の 内 容	
却 下 し た 理 由	

喜多方市長 印

※ 入札参加資格制限措置に係る再苦情申立書（様式2）及び却下した理由がわかる書類を添付すること。